

後期高齢者医療の被保険者の方へ

8月から新しい保険証をご使用ください

一部負担金の割合

同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市町村民税の課税所得が145万円以上ある方がいる世帯の被保険者

3 割

上記条件に該当しない世帯の被保険者

1 割

※新しい保険証は裏面に臓器提供意思表示ができるようになりました。臓器提供の意思表示をする際はボールペンで記入してください。なお、個人情報保護のためのシールを担当窓口にて用意しています。

現 在お持ちの保険証（オレンジ色）の有効期限は、7月31日までとなっています。
新しい保険証（水色）は7月中旬に簡易書留で郵送いたしますので、8月1日からは新しい保険証（水色）をお使いください。

新しい保険証（水色）に記載してある一部負担金の割合は、平成23年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。
なお、現在お持ちの保険証（オレンジ色）は8月1日以降に、ハサミ等で破棄していただきますようお願いいたします。

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新及び新規申請のお知らせ

- ・ 証印かん
- ・ 後期高齢者医療被保険者

【申請に必要なもの】

一般所得者の方は該当しません。

なお、現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱの方で、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方は、入院される場合には、この認定証が必要となりますので、市町村の窓口にて申請してください。

○新規の申請について

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」（オレンジ色）の有効期限は、7月31日までとなっております。新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（水色）は7月中旬に簡易書留で郵送いたしますので、8月1日からご使用ください。

○更新について

現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」（オレンジ色）の有効期限は、7月31日までとなっております。新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（水色）は7月中旬に簡易書留で郵送いたしますので、8月1日からご使用ください。

	一部負担金の上限額	食事代（1食当たり）
現役並み所得者（※1）	80,100円+（総医療費－267,000円）×1% 4回目から44,400円	260円
一般所得者（※2）	44,400円	260円
低所得者Ⅱ（※3）	24,600円	過去12か月で90日までの入院 210円 過去12か月で90日を超える入院 160円（※5）
低所得者Ⅰ（※4）	15,000円	100円

- ※1 現役並み所得者とは、同一世帯の被保険者に課税所得が145万円以上の方がいる場合。
- ※2 一般所得者とは、現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の方。
- ※3 低所得者Ⅱとは、被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税の方。
- ※4 低所得者Ⅰとは、被保険者の属する世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の各所得が0円となる方。（年金収入のみの場合は、80万円以下の方）
- ※5 入院期間が90日を超えた場合は、申請により食事代が160円になります。